

公益財団法人国連大学協力会

賛助会員規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人国連大学協力会定款第51条の規定に基づき、公益財団法人国連大学協力会（以下「本法人」という）の賛助会員に関する事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、本法人の運営に関して、財政的に寄与するもので、次の三種類とする。

- (1) 学生会員—学校に在籍する児童・生徒・学生
- (2) 個人会員—学生会員以外の個人
- (3) 法人会員—法人およびその他の団体

(会員期間)

第3条 会員期間は1月1日から同年12月31日とする。

(申込)

第4条 賛助会員になろうとするものは、申込書を本法人に提出し、理事長の承認を得たうえで所定の年会費を納入するものとする。会員には、当該年度有効の会員証を発行する。

(年会費)

第5条 年会費は、会員の区別に従い下記の通りとする。

- (1) 学生会員 一口年額 5,000円、一口以上。
  - (2) 個人会員 一口年額 10,000円、一口以上。
  - (3) 法人会員 一口年額 100,000円、一口以上。
- 2 新規入会時の年会費は前項の年会費に下記の比率を乗じたものとする。

入会月	比率
1月1日～3月31日	1
4月1日～6月30日	0.75
7月1日～9月30日	0.5
10月1日～12月31日	0.25

(年会費納入)

第6条 年会費は新規入会時を除き、会員有効期限が満了するまでに納入するものとする。

(更新)

第7条 会員資格は、本人（法人・団体の場合は代表者）から退会の意思表示がない限り、会員有効期限満了後に自動更新するものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 賛助会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 本人（法人会員の場合は代表者）より退会の意思表示があった場合。
- (2) 年会費未納入の状況が1ヶ月間継続し、事務局からの催促に応じない場合。
- (3) そのほか本法人が会員として不適当と認めた場合。

(既納年会費)

第9条 既納年会費は、これを返還しない。

(特典)

第10条 賛助会員は、本法人と国連大学との協定に基づき、下記の特典を受けられるものとする。

- (1) 国連大学の研究・研修センター等を訪問、見学し、意見交換等の機会を得ること。
- (2) 国連大学刊行物の提供
- (3) 国連大学図書館の図書貸出
- (4) 法人会員においては、国連大学本部ビル内の会議場の借用
- (5) 法人会員においては、国連大学協力会のホームページにおける団体名の掲載
- (6) 法人会員のうち、大学をもつ学校法人においては、国連大学が主催するグローバル・セミナーへの優先的参加
- (7) その他、本法人が認めた特典

附則

この規則は、2006年(平成18年)12月27日から施行する。ただし、第4条については、2007年(平成19年)度より施行する。

「財団法人国連大学協力会賛助会会則」(1999年(平成11年)11月17日制定)は2006年(平成18年)12月27日をもって廃止する。

2008年(平成20年)3月19日改正。

2010年(平成22年)1月20日に改正し、2010年(平成22年)1月4日から適用する。

2014年(平成26年)11月4日改正し、2015年(平成27年)1月1日から適用する。